府令

○内閣府令第七号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日　内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

（銀行法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる府令の規定中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「支援決定」を「再生支援決定」に改める。

一　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第六項第八号

二　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第四条の三第六項第八号

三　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第七十条第四項第八号

四　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第十条第四項第八号

五　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条第五項第八号

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令及び金融庁組織規則の一部改正）

第二条　次に掲げる府令の規定中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

一　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）第一項第三十二号

二　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）附則第四条の二

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十号中「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「並びに第二号イ及びハ」を「、第二号イ及びハ、第四号、第七号並びに第八号」に改める。

附　則

この府令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

府令・復興庁令・省令

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省　令第一号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則（平成二十四年内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

附　則

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、経済産業省　令第一号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、株式会社企業再生支援機構法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがある旨の認定の申請手続に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

株式会社企業再生支援機構法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがある旨の認定の申請手続に関する命令の一部を改正する命令

株式会社企業再生支援機構法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがある旨の認定の申請手続に関する命令（平成二十四年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改める。

第一項中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改め、「認定」の下に「（以下単に「認定」という。）」を加える。

第二項中「前項の」を削る。

第三項中「法第二十五条第一項第一号に規定するおそれがある旨の」及び「当該」を削り、「申請者」の下に「（前項の規定により意見を聴いた事業所管大臣があるときは、申請者及び当該事業所管大臣）」を加え、同項を第四項とする。

第二項の次に次の一項を加える。

3　主務大臣は、認定をするかどうかを決定しようとする場合であって、過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる事業分野の状態をいう。）その他の当該認定の申請をした事業者の属する事業分野の実態を考慮する必要があると認めるときは、あらかじめ、当該事業者の事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）の意見を聴くことができる。

附　則

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。